

⑥ 12月4日から10日は人権週間です

問 水戸地方法務局人権擁護課 茨城県人権擁護委員連合会 Tel.029-227-9919

1948年(昭和23年)12月10日に国際連合総会で世界人権宣言が採択されたことを記念し、毎年12月10日が「人権デー(Human Rights Day)」と定められています。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権デーを最終日とする12月4日から10日までを「人権週間」として各種の人権啓発活動を行っています。

人権週間にあたり、「人権は自分と同じように他の人にもある」という理解を深め、お互いに相手の立場を尊重し、豊かな人間関係をつくりましょう。

人権啓発キャッチコピー ～「誰か」のことじゃない。～

- (1) 女性の人権を守ろう (2) 子どもの人権を守ろう (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう (5) 部落差別(同和問題)を解消しよう
- (6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) 感染者に関連する偏見や差別をなくそう
- (9) ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- (11) 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう (12) インターネット上の人権侵害をなくそう
- (13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (15) 性的マイノリティに対する偏見や差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう (17) 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

⑦ 特設無料人権相談を開設します

問 社会福祉課(内線157)

毎日の生活の中で起こる人権に関わる困りごとを解決に導くための相談です。相談は、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が担当します。相談内容についての秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

また、午後1時から弁護士相談も行います。相談時間は1件30分以内です。相談される方は、午前の部で人権擁護委員と内容を整理したうえでお願いします。

日時 12月20日(水) 午前10時～午後3時 最終受付：午後2時30分

場所 市役所 笠間支所(笠間市笠間1532)

ファミリーサポートセンターにご協力ください

「お子さんを預かってほしい方」と「お子さんを預かることができる方」がお互いに信頼関係を築きながら地域で主体的に行う子育て援助活動です。市内にお住まいで、20歳以上の心身ともに健康でご協力いただける方を募集します。

問 子ども福祉課(内線165) 笠間市ファミリーサポートセンター Tel.0296-77-9050

生ごみ処理容器(電動式処理機・コンポスト)の
購入費補助制度があります。

